

# 植物防疫法施行規則の 改正等に関する公聴会

平成24年6月13日

農林水産省

1

## 総 括 説 明

2

## 意見を聞こうとする事項

1. 検疫有害動植物のリストの見直しについて
2. 輸出国での栽培地検査の対象とする地域等の見直しについて
3. 輸入の禁止の対象とする地域等の見直しについて
4. 輸出国での植物検疫措置(熱処理、精密検定)の対象とする地域等の見直しについて
5. 検疫有害動植物を見直すことに伴い、廃棄、消毒等処分の対象とする検疫有害動植物の見直しについて
6. 輸入の禁止の対象とする植物を見直すことに伴い、国内での移動の禁止の対象とする植物の見直しについて

3

## 植物検疫のための国際的基準

### 国際植物防疫条約 IPPC

植物や植物生産物の病害虫の国際間の移動を防止し、病害虫防除のための適切な措置をとるための手続きに関する国際的な取り決め。

### 国際植物検疫措置に関する国際基準 ISPM

各国が、条約に基づく適正な検疫措置を適用するためのガイドライン(現在36本)。

4

## 植物検疫の対象とできる病害虫

検疫有害動植物 国際植物防疫条約第2条

それにより危険にさらされている地域の経済に重大な影響を及ぼすおそれのある有害動植物であって、

① その国に存在しない病害虫

日本ではチチュウカイミバエ、火傷病などが規則別表1で示す病害虫が該当

② その国の一部にだけ存在している病害虫で、公的防除が行われているもの

規則別表1で示す病害虫のうち、アリモドキゾウムシ、カンキツグリーンング病菌などが該当

5

## 植物検疫の対象とする病害虫のリスト化

【検疫対象病害虫のリスト化に関する国際的取り決め】

国際植物防疫条約

第7条第2項(i)

締約国は、最善を尽くして、規制有害動植物の最新の一覧表を学名を用いて作成し、及び最新のものとし、当該一覧表を事務局長、自国が構成国である地域的植物防疫機関及び要請に応じてその他の締約国に提供する。

6

## WTO・SPS協定における基本ルール

WTO: 世界貿易機関

SPS協定: 衛生植物検疫措置の適用に関する協定

(人、動物、植物のための) 検疫措置は、

- ① 科学的な根拠に基づいていなければならない
- ② 国際的な基準がある場合、それに基づいたものとしなければならない
- ③ 人、動物または植物を保護するために、必要な範囲で適用するべきである



不当な措置はWTOへ訴えられるおそれ

7

## 輸入植物検疫の見直し案の策定に際して

関係各界の有識者、専門家による意見・情報交換会を開催し、その中で取りまとめられた考え方の原則（平成22年7月取りまとめ）を反映

### 考え方の原則

#### 1. わが国の植物検疫の強化の必要

○ 輸入植物の種類や輸出国の増加などに伴い国内未発生の病害虫が侵入するリスクが増大している。その危険からわが国の農林業を守るため、現行の輸入植物検疫の方法を検証し必要に応じて見直しを行う。

#### 2. 国際的な取り決めへの整合

- 科学的根拠に基づくリスク評価の結果に応じた植物検疫措置を実施する。
- 植物検疫の対象とする病害虫を明確化し、リスト化する。
- 植物検疫の対象とする病害虫は国内未発生であるか、または、一部に発生し公的防除の対象となっているものであって、経済的な影響が大きいものとする。

8

## 前回(平成23年3月)の改正

### 平成23年3月7日に、植物防疫法施行規則等を改正

#### 1. 検疫有害動植物の規定方法等の変更

- ① 検疫有害動植物の規定方法をリスク分析の結果に基づき学名で明示(ポジティブリスト方式)
- ② リスク分析が終了していないため、暫定的に検疫有害動植物として取扱う有害動植物を科、属等の分類単位で明示
- ③ 輸入検疫措置の対象から除外する有害動植物(非検疫有害動植物)を明示

#### 2. 輸出国での栽培地検査及び輸入禁止の対象とする地域等の見直し

#### 3. 輸入禁止の対象から除外するための枠組み(輸出国での植物検疫措置(熱処理、精密検定)の対象とする)の追加

9

## 今回の見直しの概要

- その後のリスク分析の結果に基づき輸入検疫の対象とする検疫有害動植物のリスト等の見直し
- 病害虫の特徴やリスクに応じ、輸入の禁止や輸出国に検疫措置を要求している検疫有害動植物について、地域、植物、検疫措置の基準を見直し

10

## これまでの取組

### ○ 検疫有害動植物の指定等の見直しに関する意見等の募集(リスクコミュニケーション)

農林水産省のホームページで実施  
(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/minaoshi-an.html>)

第1次募集 平成24年2月17日～3月1日

第2次募集 平成24年3月19日～3月23日

### ○ 諸外国への通報(WTO・SPS通報)

コメント期間 平成24年2月9日～4月9日  
(G/SPS/N/JPN/292)

11

## 改正規則の施行時期について

- パブリックコメントの募集 (平成24年5月22日～6月20日)
- 公聴会開催 (平成24年6月13日)
- 公聴会及びパブリックコメントにおける意見等への見解の公表
- 植物防疫法施行規則の改正(官報公示)
- 改正植物防疫法施行規則の施行(栽培地検査要求関係を除く) 改正から6か月後
- 改正植物防疫法施行規則の施行(栽培地検査要求関係のみ) 改正から1年後

12